

地下水等利用専用水道設置者への指導等指針 現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
1 趣旨 <p>この指針は、吹田市水道条例施行規程(昭和33年水道事業管理規程第16号。以下「施行規程」という。)第7章に定めるもののほか、吹田市水道条例(昭和33年吹田市条例第327号。以下「条例」という。)第34条の2及び第34条の3の規定に基づく地下水等利用専用水道の設置者への指導等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	1 趣旨 <p>この指針は、吹田市水道条例施行規程(昭和33年水道事業管理規程第16号。以下「施行規程」という。)第7章に定めるもののほか、吹田市水道条例(昭和33年吹田市条例第327号。以下「条例」という。)第34条の2及び第34条の3の規定に基づく地下水等利用専用水道の設置者への指導等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
2 定義 <p>この指針における用語の意義は、条例及び施行規程の例による。</p>	2 定義 <p>この指針における用語の意義は、条例及び施行規程の例による。</p>
3 事前協議 <p>条例第34条の2第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第33条第1項の規定による専用水道布設工事確認申請を<u>環境部</u>と行う前に、地下水等利用専用水道に係る水道施設の構造及び材質並びに管理について行うものとする。</p> <p>(1) 地下水等利用専用水道設置計画書</p> <p>事前協議に当たっては、地下水等利用専用水道を設置しようとする者から地下水等利用専用水道設置計画書(様式第1号)を提出させるものとする。この場合において当該計画書に添付する主な書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①位置図 ②地下水等処理工程図 ③その他水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類 <p>(2) 事前協議による対策の確認</p> <p>地下水等利用専用水道設置計画書及び事前協議の内容に基づき施工計画が作成されているかどうかについては、開発行為等に関連する上水道施設の整備に関する協議又は給水装置工事申込みの際に確認するものとする。</p>	3 事前協議 <p>条例第34条の2第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第33条第1項の規定による専用水道布設工事確認申請を<u>健康医療部</u>と行う前に、地下水等利用専用水道に係る水道施設の構造及び材質並びに管理について行うものとする。</p> <p>(1) 地下水等利用専用水道設置計画書</p> <p>事前協議に当たっては、地下水等利用専用水道を設置しようとする者から地下水等利用専用水道設置計画書(様式第1号)を提出させるものとする。この場合において当該計画書に添付する主な書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①位置図 ②地下水等処理工程図 ③その他水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類 <p>(2) 事前協議による対策の確認</p> <p>地下水等利用専用水道設置計画書及び事前協議の内容に基づき施工計画が作成されているかどうかについては、開発行為等に関連する上水道施設の整備に関する協議又は給水装置工事申込みの際に確認するものとする。</p>

4 指導等の内容について

施行規程第36条に規定する助言又は指導の内容は、次のとおりとする。

①滞留防止措置

市水の給水管内に長期間滞留することによる水質劣化を防止するため、市水の一定量（給水管内の市水が1日1回以上入れ替わる量）以上を使用し、遊離残留塩素濃度の0.1mg/Lを下回る市水を混合水槽に補給しないこと。また、市水の使用が著しく少ないときは、使用前に非常用水栓等で排水して、規定の残留塩素濃度、濁度等に異常がないことを確認してから、混合水槽に補給すること。

②逆流防止措置

市水が断水したとき等に混合水槽内の混合水等が市配水管に逆流しないように市水単独の受水槽又は逆止弁を設置する等の対策を講ずること。また、給水機器等の故障で市水と地下水等処理水が同時に混合水槽へ補給されることがあっても排水できる能力のある越流管を設けること及び適切な吐出口空間を確保すること。

③クロスコネクション対策

市水の給水管と市水以外の管等を接続しないこと。管外面に用途が判別できるように表示等を行い、誤接続を防止すること。

5 地下水等利用専用水道設置届出書

施行規程第37条第1項の届出書は、地下水等利用専用水道設置届出書（様式第2号）とする。

添付書類は、施行規程第37条第2項で定める。

6 地下水等利用専用水道変更・廃止届出書

施行規程第38条の届出書は、地下水等利用専用水道変更・廃止届出書（様式第3号）とする。

添付書類は、施行規程第38条第1項で定める。

4 指導等の内容について

施行規程第36条に規定する助言又は指導の内容は、次のとおりとする。

①滞留防止措置

市水の給水管内に長期間滞留することによる水質劣化を防止するため、市水の一定量（給水管内の市水が1日1回以上入れ替わる量）以上を使用し、遊離残留塩素濃度の0.1mg/Lを下回る市水を混合水槽に補給しないこと。また、市水の使用が著しく少ないときは、使用前に非常用水栓等で排水して、規定の残留塩素濃度、濁度等に異常がないことを確認してから、混合水槽に補給すること。

②逆流防止措置

市水が断水したとき等に混合水槽内の混合水等が市配水管に逆流しないように市水単独の受水槽又は逆止弁を設置する等の対策を講ずること。また、給水機器等の故障で市水と地下水等処理水が同時に混合水槽へ補給されることがあっても排水できる能力のある越流管を設けること及び適切な吐出口空間を確保すること。

③クロスコネクション対策

市水の給水管と市水以外の管等を接続しないこと。管外面に用途が判別できるように表示等を行い、誤接続を防止すること。

5 地下水等利用専用水道設置届出書

施行規程第37条第1項の届出書は、地下水等利用専用水道設置届出書（様式第2号）とする。

添付書類は、施行規程第37条第2項で定める。

6 地下水等利用専用水道変更・廃止届出書

施行規程第38条の届出書は、地下水等利用専用水道変更・廃止届出書（様式第3号）とする。

添付書類は、施行規程第38条第1項で定める。

7 市水の受水増量届出書

施行規程第39条の届出書は、市水の受水増量届出書(様式第4号)とする。ただし、突発的な機器等の故障により緊急に市水の受水を増量する必要がある場合で、事前に届け出ることができないときは、増量作業後、直ちに水道部に連絡の上、速やかに市水の受水増量届出書を提出させるものとする。

7 市水の受水増量届出書

施行規程第39条の届出書は、市水の受水増量届出書(様式第4号)とする。ただし、突発的な機器等の故障により緊急に市水の受水を増量する必要がある場合で、事前に届け出ことができないときは、増量作業後、直ちに水道部に連絡の上、速やかに市水の受水増量届出書を提出させるものとする。

8 協議等の実施

管理者は、条例第34条の3に規定する届出に関し、適正な把握に努めるとともに、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、地下水等利用専用水道の設置者に対し、当該水道施設の管理、使用水量等について、協議等を実施することができる。